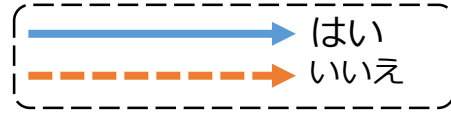


幼児教育無償化チャート①（幼稚園利用者）

ご利用の施設やサービスによって、補助やお手続きの内容が異なりますので、チャートに沿ってご確認ください。

スタート!



泉大津市内の幼稚園、又は認定こども園（幼稚園部）に通っている。

就労等、保育の必要性がある。
（別表参照）

他市の幼稚園又は認定こども園
（幼稚園部）に通っている。

幼稚園での預かり保育等の預かりサービスを利用している。※2

その園は認定こども園か新制度に移行した幼稚園である。※1

チャート②スタートへ

パターン1
保育料 無償
手続き不要

パターン2
幼稚園・認定こども園の保育料無償に加え、預かり保育等の預かりサービス利用料も一定の範囲内で無償化。
新たに様式②の申請が必要。

就労等、保育の必要性がある。
（別表参照）



幼稚園での預かり保育等の預かりサービスを利用している。※2

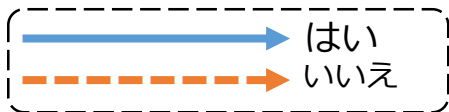
※1 幼稚園が新制度に移行しているかは園もしくは園の所在市町村にご確認ください。
※2 預かり保育等の預かりサービスとは、幼稚園での預かり保育の他、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業をさします。

パターン3
25,700円を上限として保育料を無償化。
様式①の申請が必要。

パターン4
25,700円を上限に保育料を無償化。さらに預かり保育等の預かりサービス利用料も一定の範囲内で無償化。
様式②の申請が必要。

幼児教育無償化チャート②（幼稚園以外の施設利用者）

スタート!



泉大津市役所に申請を行い保育所（認可外でない）・認定こども園（保育園部）に通っている。

～ 令和元年度 対象児童 ～
・平成28年3月31日以前にご出生のお子様
・平成28年4月1日以降にご出生のお子様で、住民税非課税世帯のお子様

パターン1
保育料 無償
手続き不要

企業主導型保育施設を利用している。※1

認可外保育施設等を利用している。※2

無償化相当の補助
補助額や、必要なお手続きは施設へお問い合わせください。
(市役所でのお手続きは不要)



就労等、保育の必要性がある。
(別表参照)

パターン5
37,000円を上限として保育料を無償化。
様式②の申請が必要。

無償化対象外

※1 ご利用の施設が、企業主導型保育施設かどうかは、インターネット「認可外保育施設を利用されるみなさんへ-岸和田市公式ウェブサイト」にてご確認ください。こども育成課にお問い合わせください。

※2 認可外保育施設等とは認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業をさします。複数の施設・サービスをご利用の方はご相談ください。